

第6回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021年3月25日開催(報告日:2021年3月26日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム

文責 益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、運営委員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。コロナ禍のさなか、リアルな勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、ZOOMの配信ツールを使ってオンライン/遠隔参加の形で勉強会を開催しております。


《次回勉強会のアナウンスメント》

第7回 税務調査のデジタル化と納税者の権利

～納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

- ①税務調査のデジタル化と納税者の権利
- ②反面調査のデジタル化と納税者の権利
- ③情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査

報告者

- ①岡田俊明(税理士/TC フォーラム運営委員)
- ②石村耕治(白鷗大学名誉教授/TC フォーラム共同代表 )
- ③平石共子(税理士/TC フォーラム事務局長)

(2021年4月26日午後3:00～Zoomによるオンライン会議)

第7回 TC フォーラム政策勉強会では、定時総会記念講演会で報告をお願いする報告者による予備報告会を開催します。なお、TC フォーラムの定時総会は、2021年6月22日(火)午後、東京 参議院議員会館においてを開催する予定です。定時総会当日は、記念講演会に続き、参加者を含め討論会を開催します。

第6回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ


第6回 TC フォーラム政策勉強会(オンライン)は、次のようなテーマで、2021年3月25日(木)午後3時から開催されました。

第6回:2021年度税制改正を読み解く

～来年度税制改正の批判的検討

報告者 岡田俊明(税理士/TCフォーラム運営委員)

(2021年3月25日午後3:00～Zoomによるオンライン会議)

【レジメ/資料】 来年度税制改正の批判的検討 

第6回政策勉強会は、TCフォーラム運営委員の岡田俊明税理士による「**来年度税制改正の批判的検討**」でした。今回は、2021(令和3)年度税制改正案を批判的に検討いただきました。岡田報告の概要は、次のとおりです。

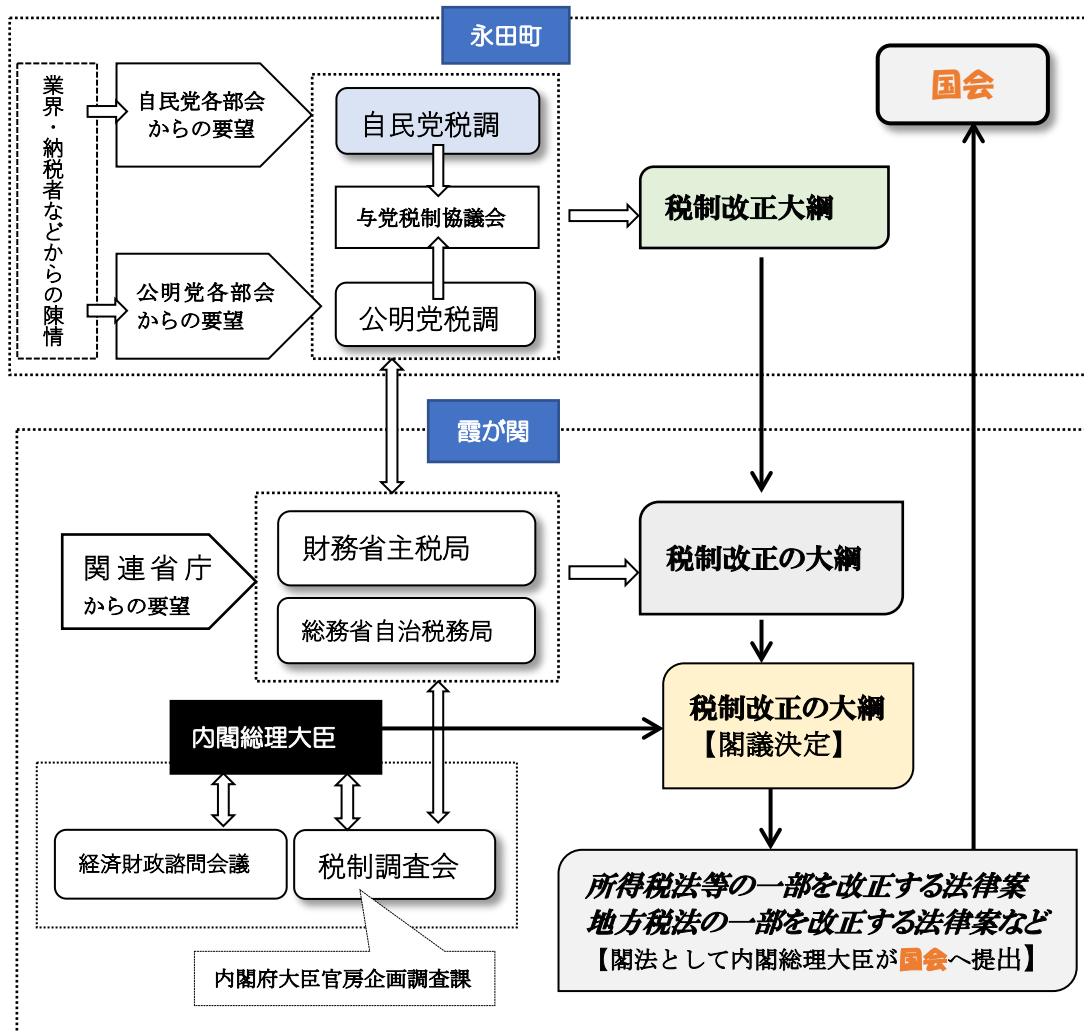
《報告の概要》

2020年12月10日、自民・公明両党が「令和3年度年度税制改正大綱」を決定しました。政府は、これを受けて12月21日の閣議で「令和3年度税制改正の大綱」を決定しました。ちなみに、与党税制協議会が決定した改正案は「税制改正大綱」と呼ばれます。これに対して、政府が閣議決定した改正案は「税制改正の大綱」と呼ばれます。

ところで、税法を改正するという場合、大きく「全部改正」と「一部改正」とがあります。ただ、毎年度行われる税制改正は、「一部改正」にあたります。一方、「全部改正」とは、「〇〇税法を全部改正する法律」ということになります。新たな税法を制定すると同じことになります。ただ、税法分野では、全部改正はあまり現実的とはいえません。ですから、毎年度行われる税制改正は、「一部改正」です。ただ、一部改正といっても、「所得税法等の一部を改正する法律」というタイトルからもわかるように、「等」ということで、あらゆる国税の税目がリスト化されているわけです。軽く100頁を超える分量になるわけです。役所が仕上げたこの分量の法案を、限られた会期内で国会議員に精査するように望んでも、難しい現実にあるわけです。税法が専門でない議員にとってはとりわけです。議員に代わって、財務省や総務省、つまり「行政府」が法案を仕上げているわけです。憲法41条は、「国会は、……国の唯一の立法機関である。」と定めているのに、国会は税法案をつくっていないわけです。誤解を恐れずにいえば、議員は、シャンシャンやっているだけなわけです。行政府のお役人が思うように税法をつくっているわけで

す。議員は、行政府へのロビイストみたいな存在になっているわけです。

●連立政権のもとでの税制改正〔政府租税立法/閣法制定〕プロセス



菅義偉政権は、昨年 9 月に発足しました。ですから、この政権にとり、今回が初めての税制改正になります。2021年度所得税等の一部を改正する法律案に、この政権が政策の柱にした「デジタル化」「脱炭素化」を受けた内容を盛り込みました。法案提出に先立つ 12 月 8 日には、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定しています。その内容は、①新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、②ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、③防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保、④新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行の 4 本柱です。とりわけ、②では、デジタル改革・グリーン社会の実現、経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上、地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現をうたっています。

政府の今回の税制改正の大綱は、100 ページを超える分量です。しかし、改正は全体として小粒で、どういふ社会を形づくるかのメッセージ性がみえません。とはいえ、最大の目玉は大企業に対する優遇税制の創設であり、従来の手法が継続されています。

その最たる改正の一つは、デジタル・トランスフォーメーション(DX)投資促進税制です。企業のクラウド技術を活用して、他社や部門間データを融通するようなシステム投資を優遇します。投資額の30%の特別償却とその投資額の最大5%の税額控除の選択適用を認めます。

二つ目は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設です。投資額の50%の特別償却とその投資額の5%(温暖化ガスの削減に著しく資するものは10%)の税額控除との選択適用ができます。DX投資促進税制との合計で法人税額の20%を上限とします。投資対象額は300億円が限度です。この制度を利用できるのは一握りの大企業です。まさに、税制を通じることにより国の予算に計上しない形で支援金を給付する「隠れた補助金」の性格を持ちます。この優遇税制が合理的なのか、有効性があるのか、公平負担原則を阻害することはないのか、違法性はないのか等の検証が求められます。

さらに、エコカー減税や住宅ローン減税の延長など、自動車業界や住宅業界の要望に応える内容が目立ちます。今回の改正案では、住宅ローン減税の適用範囲を広げるために、床面積「50平方メートル以上」から「40平方メートル以上」(所得制限1000万円)に適用基準をゆるくし、入居期限を22年末まで延ばしました。わが国の住宅環境の悪さが「ウサギ小屋」とやゆされたことから近年是正の方向にありました。ですから、今回、減税の対象となる床面積を狭める政策には大きな疑問符がつきます。住宅政策の不透明さが際立ちます。コロナ禍のさなか、住むところを失う市民が増えているのを横目にしながら、住宅産業優先の租税政策を強化するのには納得がいきません。

贈与税・相続税の非課税措置についても、銀行業界に利する政策の継続、あるいは産業界に必要な人材確保のための優遇政策の新設に傾斜しています。

中小企業税制についても、中小企業に関する基本政策が不透明なまま、M&Aを後押しするような政策が目立ちます。財界の中には中小企業半減の主張があります。税制がこうした主張に沿うものとなつてはならないわけです。

カジノ課税は、これまでの課税取扱い面での論点整理をしたものとみてよいといえます。所得税では、非居住者のカジノ「勝ち金」の所得を非課税にするが、居住者は公営ギャンブルと同じく課税する、としています。消費税では、カジノに係る売上げは不課税であることを前提に仕入税額控除を制限する、としています。法人税では、カジノ行為関連景品類について、広告宣伝費や売上割戻しとするなどの取扱いを明確化するとしています。

退職所得に関する税制改正面では、「退職所得課税の適正化」の名で、勤続年数5年以下の退職手当等(短期退職手当等)について、収入金額から退職所得控除額を

控除した残額のうち300万円超の部分についての2分の1課税の措置を適用しない、としています。今回は、退職所得控除額には触れないまま、2分の1課税に手を付けた、といえます。終身雇用の見直しを含むわが国での伝統的な働き方改革の動きは急です。退職所得については、近い将来の抜本的な税制改正に注意が必要です。

税務上の手続面での「デジタル化」ための改正の動きは急です。電子帳簿保存制度については、事前承認制度を廃止し、一定の要件の下で電子データのままの保存を当面可能とする方向で改正が行われます。要件を満たし届出して保存する者が所得税、法人税および消費税の修正申告または更正があった場合に賦課される過少加算税については、通常の過少加算税額から5%相当の金額を控除した金額とする改正が行われます。

また、紙の領収書等のスキャナ保存制度についても、承認制度の廃止など手続・要件を大幅に緩和されます。ただし、スキャナ保存された申告所得税、法人税および消費税の電磁的記録に隠蔽・偽装があった場合、通常課される重加算税に追徴本税の10%相当の加算税が加重される措置が導入されます。

税務のデジタル化のための法改正の波は想像以上に強く押し寄せています。①スマホアプリを利用した納税(国税庁長官指定の納付受託業者に委託)、②e-Tax申請方法の拡大(イメージデータを送信する方式の追加)、③処分通知等の電子交付の拡大(加算税賦課決定通知書、所得税予定納税通知書、国税還付金振込通知書を付加)、④クラウド等を利用した支払調書等の提出(事前届出と税務署長へのアクセス権付与)、⑤eLTAXに、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割及び軽自動車税種別割を付加、⑥個人住民税の特別徴収税額通知を電子化(令和6年度以降)、⑦軽自動車税関係手続のオンライン化など広範に及びます。

税務調査についても注目すべき改正が行われます。法人税、地方法人税または消費税に関する調査について、調査通知後に納税地の異動があった場合、その異動前の納税地の所轄国税局長又は所轄税務署長が「必要があると認めるとき」は、異動前の所轄国税局または所轄税務署の当該職員等が質問検査権を行使できることとする、とされています。令和3年7月1日以後に開始する調査および反面調査が適用対象となります。こうした改正が必要なのか疑問がないわけではありません。この改正は、法人のみが対象で、個人は対象外です。憲法上の理由があるようにもみえます。

コロナ禍において、格差是正が一層重要な政策課題になってきています。所得再分配機能の回復(課税最低限、超過累進課税、総合課税など)が求められています。現行所得税制では、金融所得の一体課税(二元的所得税)により、所得金額1億円超の富裕層は、所得金額が増加するほど所得税負担率は下がります。これでは、応能負担の原則とぶつかります。しかし、現政権にはこうした不公平税制を是正する気配はみられません。

《国会の審議状況》

コロナパンデミック対策税制の面では、消費税の当面廃止、税率引下げなどが与野党で議論されたものの、具体的な検討課題にはなりませんでした。納税の猶予制度の特例の創設などが中核的な対応でした。2021年度税制改正は現在進行中であり、十分のフォローアップできていない動きもあると思います。

◎報告に対する参加者討論および6月定時総会での報告テーマの検討

《参加者討論》

- ① 菅政権の過激なデジタル化政策の推進もあってか、税務上の手続面での「デジタル化」推進のための法改正の動きは急である。税務調査は、デジタル化された納税者保有データに及ぶ場合に、コンピュータ操作の納税者への協力要請や複写媒体の留置き・署への持帰りなどが頻繁に行われるようになるのではないかと懸念している。ひいては、納税者の権利の重大な影響を及ぼすのではないかと懸念している。にもかかわらず、コロナ禍のさなかに、国民/納税者がよくわからないうちに、納税者の権利利益にどのような影響・効果が及ぶのかの説明もなく、性急にすすめられていることには、恐ろしさすら覚える。
- ② 留め置かれた複写媒体は、返還されたとしても、署内で再複写され納税者の知らないところでコピー保存される可能性もあるわけであり、この点でも手続的保護が曖昧過ぎる。複写媒体を留置きする場合に、納税者と担当調査官との間で再複写・保存はしないとする誓約書を交わすような仕組みをつくるのも一案である。
- ③ 2017(平成 29)年度税制改正では、1900(明治 33)年に制定された国税犯則取締法(国犯法)の規定を現代化したうえで犯則調査手続を整備するための抜本的な整備を行った。しかも、国犯法を廃止し、国税犯則調査手続規定を国税通則法(国通法)【ただし地方税の犯則調査手続については地方税法(法 22 の 3～22 の 31)】に盛り込んだ。その際に、2011(平成 23)年度の刑事訴訟法に加えられた電子データ(電磁的記録)証拠収集手続と同様の手続規定を設けた。そして、2018(平成 30)年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う国税犯則調査手続に適用された。この改正により、例えば、犯則事件調査職員は、許可状(令状)を得て行う強制調査において、ネット上(サーバー)に保存されている電子データや、電子メールなどの情報を押収して調査できる旨規定された。また、職員が許可状なしに調査対象納税者等に任意でコンピュータ操作の協力要請ができる旨の明文規定がおかれた。改正以前も、査察調査においては、調査対象納税者に対して「提出」をお願いする(行政指導)の形で、事実上の“電子データ押収”は可能であった。このことから、この改正は、法的後ろ盾を与えることにあったともいえる。【詳しくは[対論]リモートアクセスによる租税犯則調査とは～国税犯則調査の手続の改正・国通法への編入 国民税制研究 3 号 84 頁以下参照】<http://jti-web.net/archives/801>

●国通法と刑訴法の対応関係

	国税通則法	刑事訴訟法
㉑記録命令付差押え【許可状が必要】	132①	99の2, 218①(刑訴規則155)
㉒リモートアクセス/接続サーバーからの複写【許可状が必要】	132②	99②2, 218②
㉓任意調査としての電子データの保全要請【許可状が不要】	134	197③～⑤
㉔差押えに代える複写媒体の差押え【許可状が必要】	136	110の2
㉕コンピュータ操作の協力要請【許可状は不要】	138	111の2

●電子データの査察・強制調査権限強化策のあらまし(2018年国通法改正)

㉑記録命令付差押え【許可状が必要】(国通法132①)

犯則事件調査職員は、裁判官の許可状を得て、電子データ(「電磁的記録」)を保管する者らに命じて、必要な電子データを記録媒体(USBメモリなど)に記録または印刷させたうえ、その記録媒体を差し押さえることができる。

㉒リモートアクセス/接続サーバーからの複写【許可状が必要】(国通法132②)

犯則事件調査職員は、差し押さえるべき物件がパソコンなどのコンピュータであるときは、裁判官の許可状を得て、そのパソコンにネットワーク(「電気通信回線」)で接続している記録媒体(サーバーなど)であって、そのパソコンで作成・変更する、または変更・消去できる電子データなどを保管するために使用されていると認められる状況にある者から、その電子データをそのパソコン、USBなどに複写(コピー)した(ただし、移転は許されない。)うえで、そのパソコン、USBなどを差し押さえることができる。

㉓任意調査としての電子データの保全要請【許可状は不要】(国通法134)

犯則事件調査職員は、差押えなどをするため、必要があるときは、裁判官の許可状を得ることなく、電気通信回線(インターネット)の設備を他人の通信の用に供する事業者(プロバイダー)などに対し、通信履歴(ただし、通信内容は含まない。)の電子データのうち必要なものを特定し、30日(とくに必要があれば60日まで延長できる。)を超えない期間を定めて、消去しないように求めることができる。

㉔差押えに代える複写媒体の差押え【許可状が必要】(国通法136)

犯則事件調査職員は、裁判官の許可状(記録命令付差押えの許可状ではなく、従来の差押えの許可状)を得て、差し押さえるべき物件が、電子データに関する記録媒体(社内サーバーやハードディスクを含むパソコンなど)であるときは、その差押えに代えて、その記録媒体に記録された電子データを他の記録媒体に複写、印刷また

は移転のうえ、その記録媒体を差し押さえることができる。

⑥ **コンピュータ操作の協力要請【許可状は不要】**(国通法138)

犯則事件調査職員は、臨検すべき物件などが電子データに関係する記録媒体であるときは、臨検などを受ける納税者等に対し、裁判官の許可状なしに、パソコンなどのコンピュータの操作その他の必要な協力を求めることができる。

- ④ 今後、税務のデジタル化がすすむにつれて、一般の課税処分のための調査(間接強制の伴う任意調査)でも、⑥コンピュータ操作の協力要請のような手続の法制化、その他の手続についても、任意・行政指導の形で納税者等に協力を求めてくることも想定される。2017年のリモートアクセスによる租税犯則調査手続を法認した国通法改正をもう一度おさらいしてみる必要があるのではないか。この改正は、電子データに関する調査手続に関する改正ではあったものの、対象が犯則調査であったことから、関心がいまいち薄かったのではないか。
- ⑤ 国税庁は、NTT データと組んで、税制改正の舞台にのせない形での反面調査(銀行照会)のオンライン化/デジタル化をすすめた。この反面調査のデジタル化では、人格権侵害や信用失墜につながりかねない情報主体である納税者や取引先がシステム(プラットフォーム)から完全に排除されている。納税者参加型のシステムにする必要があると思う。この点については、第5回政策勉強会で報告のあったところである。(<http://tc-forum.net/%e7%ac%ac5%e5%9b%9etc%e3%83%95%e3%82%a9%e3%83%bc%e3%83%a9%e3%83%a0%e6%94%bf%e7%ad%96%e5%8b%89%e5%bc%b7%e4%bc%9a%e3%81%ae%e5%a0%b1%e5%91%8a/>)
- ⑥ TC フォーラムの納税者権利憲章も、リアルだけでなく、デジタル/オンライン/ネット上の電子手続についてもカバーできるように、進化させる必要がある。納税環境のデジタル化に伴う納税者の権利利益保護について納税者権利憲章で明確にうたう必要があるのではないか。リアル+デジタル/ネット/オンライン双方の税務手続について検討を急ぐ必要があるのではないか。この場合、「人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」というルールを明確にする必要がある。
- ⑦ 更正のような「処分」については、納税者は、審判所や裁判所に救済を求めることができる。ところが、「処分」ではなく、違法または不当な税務調査のような「事実行為」について、こうした場所で救済を求めることは至難である。「事実行為」について、納税者が駆け込み救済を求められるような仕組み・制度づくりをすすめる必要がある。TC フォーラムは、納税者支援調整官の活動実績の情報開示を行ったとのである。開示された内容を早急の精査し、この既存の制度を納税者に使い勝手のよいものにするための積極的に見直し提言をすべきだと思う。また、現行の納税者支援調整官制度を積極的に活用することで、この制度の改革の必要性を訴える運動も必要なのではないか。
- ⑧ デジタル/オンラインの税務手続での納税者の人権保護は新たな重要な課題である。しかし、相変わらず、リアルの税務調査でも前時代的な問題事例が発生している。2020年12

月に名古屋市内、熱田税務署の2人の職員が愛知県内の飲食店に対し事前通知を行わず納税者の理解と協力も得ずに行ったとされる税務調査手法が問われている。このケースでは、税務職員が納税者の理解と協力を得ず勝手に伝票にナンバリングをする税務調査の手法を使った。しかし、申告納税制度のもとでは、記帳の仕方や帳簿等の保存方法、伝票の使い方などについては、法令にしたがっていれば、納税者に委ねられるわけであり、違法な調査にあたる。加えて、このケースで税務署は、翌年の確定申告分にかかる税務調査は事前通知を行わなくてもよいとの理由をあげたが、正当化の根拠にはならない。事前通知を行わない税務調査においても臨場後、調査対象となる納税義務者に対し調査の目的、対象となる税目、対象となる期間などを通知する義務がある。違法の疑いがある税務調査については、納税者からも事情を聴くなど必要な調査を行い、違法であると確認されれば、納税者に謝罪し当該税務調査を終了する必要がある。リアルの税務調査でも、相変わらず違法、人権侵害事例がなくなっていないことにも注目すべきである。

- ⑨これは、刑法犯、刑事手続をすすめることで犯罪性を問う必要がある事例ではないか。
- ⑩このようなケースで、納税者支援調整官を積極的に活用するのも一案である。そのうえで、情報公開法でそのケースが課税庁組織内部でどう処理されたのかを追跡調査する必要があるのではないか。
- ⑪個人番号カードの健康保険証としての利用の本格稼働は頓挫し、役所主導の強引、一方通行のデジタル化策はうまく進まないことを実感している。
- ⑫政府は、納税者データを個人番号や法人番号でのクラウド保存し、課税庁をはじめとした行政庁がクラウドに形だけの手続・理由で自在にアクセスできる仕組みの構築を狙っているのではないか。
- ⑬今般のライン/LINE の事件をみてもわかるように、安易に国民・納税者データのクラウド化を推進することは、人格権に対する脅威になるのではないか。
- ⑭行政、とりわけ東京圏の自治体で、無料通話アプリ「ライン/LINE」の利用が広がっている。この背景には、IT 企業のライン/LINE が2019年5月から、自治体(都道府県・市町村・東京都23区)をターゲットにした「LINE 公式アカウント」を無償化 新プラットフォームにおける「地方公共団体プラン」を受け付けるビジネス戦略を積極的に展開し出したことにもよる(<https://feedback.line.me/enquete/public/5251-vXVioUKL>)。公共データを国内情報インフラ、生活インフラの主役の地位を狙っていたためであろう。しかし、日本人のデータ保存や画像保存を中国や韓国に保存し、この保存にかかわる外国の人たちが個人データを覗き見できる状態にあったことから問題化した。ただ、今回、総務省など役所がライン/LINE を徹底的に攻撃している背景には別の事情があるのではないか。それは、東京都渋谷区が採用するLINEによる住民票の写し等の申請システム(渋谷区方式)の問題である。渋谷区方式では、セキュリティに、マイナンバーカードに搭載された公開鍵(PKI)は使わない。代わりに、「eKYC(electronic Know Your Customer)」という精度の高いAI顔認証方式を採用する。もちろん、この渋谷区方式も、自治体が関与する行政サービスで生体認証情報の

収集・利用を野放しにしておいてよいのかどうか問われている。ただ、総務省（総務大臣）は、マイナンバーカード搭載の「公開鍵」を使わない渋谷区方式をやめるように渋谷区にコメントを発した。しかし、渋谷区は、総務大臣のコメントを受け入れず、この方式を使い続けている（<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message020403.html>）。加えて、ライン/LINE はこの件で総務省を相手に裁判を起こしている（<https://note.bot-express.com/n/n576bc8f23476>）。総務省にとり、ライン/LINE は役所の言うことをきかない生意気な存在に映るのではないか。今回の事件を契機に、ライン/LINE に役所の軍門にくだるように暗に促すためにも、厳しく対処しているのではないか。この事件については、深読みが要る。過去には、日本年金機構も同じような問題を起こしている。しかし、むしろ静観するような対応であった。

* * *

《6月定時総会での報告テーマの検討》

- ① 2021年度 TC フォーラム定時総会は、6月22日（火）午後：東京 参議院議員会館で開催する予定です。ただ、コロナ禍のリバウンドの怖れもあり、予断を許さない状況にあります。リアル参加とオンライン/遠隔参加の選択が可能なハイブリッド方式の定時総会とすかどうかを含め、開催方法については、現在 TC フォーラム事務局で検討中です。
- ② 記念講演・討論会テーマは、「税務調査のデジタル化と納税者権利」、報告は①税務調査のデジタル化と納税者の権利（岡田俊明）、②反面調査のデジタル化と納税者の権利（石村耕治）、③情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査（平石共子）とします。なお、各報告者の報告タイトルは、今後、変更の可能性もあります。予めご了解ください。
- ③ 4月26日（月）第7回 TC フォーラム政策勉強会は、定時総会記念講演会で報告をお願いする報告者による予備報告会として開催します。

* TC フォーラムの会員で、オンライン政策勉強会にオブザーバーとして聴講を希望する方は、TC フォーラムの事務局にご連絡ください。また、会員の推薦のある方も、聴講の希望があれば参加できます。事務局から招待状をメールで送付します。ただ、ZOOM での招待者数にはリミットがあり、ご希望のそえないこともあります。予めご了解ください。